

「表現の自由」の

守り方

山田太郎

君は知っているか？

コミケを救った

英雄を。

——赤松健（マンガ家）

表現規制反対運動の旗手が明かす
「永田町の戦い」の全貌！
マンガ・アニメ・ゲームを守るために、必読の書！

ブ
ロ
ロ
ー
グ

C O O L J A P A N 2 0 2 0

二〇二〇年、東京。

1DK築二〇年越えの木造アパートにアルバイトから帰れば午前零時過ぎの暗闇の中、留守番電話の着信を知らせるLEDの灯りがともつていた。

『先生、お疲れ様です』

スピーカーから響く声。編集者から、先生と呼ばれるのは未だ慣れない。

職業としての「マンガ家」の定義が「商業誌に作品が掲載されたこと」であるのなら、Kは一応、少女マンガ家ということになる。高校の卒業後、アルバイトの合間に描いた投稿作が「デビュー作」として大手の月刊誌に掲載されたのが一年前のこと。けれどその雑誌はほかならぬ彼女のマンガが原因で発売一日で自主回収されてしまつたから、彼女のマ

ンガを読んだことのある人間は幾人もいはないはずだ。

それから二年近くが経つて、未だ彼女の第二作は発表されていない。

『出してもらったマンガの企画、やっぱり編集会議を通らなくて』

続く言葉は、半ば予想していたもので、驚きはほぼなかつた。

『編集長も面白いと言つてくれたんだけれど、今の状況じや、とても……うちの雑誌、二か月連続で掲載作のコミックスが有害図書指定を受けて……先月からは国立MANGAナショナルセンターの納入審査にも落ちてるから、休刊は免れないって……』

Kがマンガ家を目指したのは、当然マンガが好きだったからで、好きなマンガのなかにはマンガ家自身を主人公にしたものも多かった。Kの知る作品のなかで、マンガ家と編集者というのは時に意見をぶつけ合いながらも、共に面白いマンガを創るために努力していた。

けれど彼女が「マンガ家」になつてからは違う。「この表現は規制にひつかかる」「この表現は児童ポルノにあたる可能性がある」「この本だと国立MANGA図書館に入らない」いかに規制を回避し、児童ポルノではなく、有害ではなく、軽減税率の適用にふさわしく、国際的にも問題のない本をつくるか。話す内容と言えばそればかり。そして待つていてるの

は結局「これはうちでは出せない」の一言だった。

「家族からの虐待」「義父からの性的関係の強要」

Kが描きたいテーマは、一〇代の女の子が読むにはふさわしくはないもので、存在してはならないらしい。けれども、マンガがあろうがなからうが、現に家族からの虐待に苦しむ女の子は存在する。そして、そういう女の子にとつて、たとえファイクションだとしても、自分と同じ境遇の子の物語が存在してくれることがどれだけ助けになるか。そうしたマンガがあればこそ、生き抜くことができた女の子だつているのだ。

——たとえばかつてのKのように。

留守電の声は続く。

『それと、お手元にデビュー作の原稿つてまだ残つてますでしようか？ 法務部が言うには、児童ポルノの単純所持にあたる危険性があるということで、念のため、処分していただいたほうがいいらしくて。ごめんなさい、作家さんに原稿を捨てろ、だなんて』

*

何気なくつけたテレビの右上では、カウントダウンが東京オリンピックまで残り半日を切ったと告げている。深夜ニュースが映し出しているのは、私立大学の図書館から警視庁の職員が大量の段ボールを運び出していく光景だ。マンガ学科のある大学で貴重なマンガを何千冊と納めており、Kも利用したことがあつた。「オリンピックに向けて進む環境健全化運動」とテロップが踊り、コメントーターたちが「もうすぐオリンピックも近いのに東京の中心に、まだこれだけの児童ポルノがあつたなんて信じられません」「せっかくのクリージャパンや日本の誇るマンガ文化が誤解されてしまいかねませんからね」と口々に言う。いつたい、いつからこの国は「おもてなし」の言葉のもとに本を焼く国になつてしまつたのだろうか……。

キヤスターは真面目な顔で「マンガ、イラスト、CGと言った架空の創作物であつても一八歳未満の児童を性的に描写したものは、児童ポルノの取り締まりの対象に当たります」と視聴者に向けて言った。

……だから私は自分の描いたマンガを自分の手で切り刻まなければいけなかつた。

直接のきっかけは六年前の二〇一四年、児童ポルノ禁止法改正だった。

「児童を性的虐待から守る」。そんな誰も反対できない立派なお題目の法律の末尾には、附則という形でオマケがついていた。「マンガやアニメ、ゲームと児童の性的虐待の関連性を調査研究する」「三年後をめどに児童ポルノに類するマンガ等の規制の措置を行う」

実在の児童を守るための法律で、どうして絵に描かれた架空のキャラクターが取り締まられることになるのか。Kにはわからない。そんなことをしている暇があつたのなら、何故、大人たちは中学生だった私を助けてくれなかつたのか……と思わずにはいられない。この附則をつくつた人たちはマンガやアニメやゲームを規制したいだけで、子どもを虐待から守るなんてどうでもよかつたんじゃないだろうか。とにかく、そんなふうに、二〇一四年六月から、それは始まつていたのだ……。

「こんなマンガを子どもに読ませていいのか」「過激なマンガやアニメやゲームは規制されるべきだ」

少女の裸やグロテスクな死体の描かれたマンガを並べて、そう言われば、大半の人は反論が困難だろう。ましてやそれを国連の名の下に言われたら。

二〇一六年三月には、国連女子差別撤廃委員会、国連人権理事会というふたつの組織から相次いで「過激な性描写を伴うマンガなどを禁止せよ」という勧告が出されて、「国外から児童ポルノ大国と思われるような恥ずかしい国でいいのか」とそうした声はますます強まっていった。実際には、その国連の勧告というのは「日本の女子学生の三〇パーセントが援助交際をしている」といったひどい誤解に基づいたものだつたけれど、そうした「勧告」が出されてしまつた後ではもう遅かつた。むしろ、外国が「マンガ・アニメ・ゲームを規制しろ」という声明を歓迎する人たちの方が多かつたのだ。

何かがおかしいなとK自身が思い始めたのはちょうどこの頃だつたと思う。

お茶の間で流れる「国民的テレビアニメ」のヒロインが、急にズボンをはきはじめた。女の子の下着は「児童ポルノに該当する可能性がある」としてテレビ局が自主規制を始めたのだ。古いアニメがテレビで流れると、決まって画面は白い光やモザイクで埋め尽くされた。

出版社もまた、こうした自主規制の流れに応じた。消費税増税に際し、書籍への軽減税率適用をちらつかせる政府を前に、むしろ積極的に率先して表現規制を推し進めたのだ。

青少年健全育成基本法なんていうのができたのもちよどこの頃だ。未成年は二二時を過ぎるとスマホでネットにつなぐことができなくなつた。

ある時、「男性向けの過激すぎるマンガが多少規制されるのは仕方がないことだと思つていた」と当時のことを知る担当編集者が後悔を滲ませていたことを思い出す。

いちど表現規制のための部署が作られてしまえば、彼らはつぎつぎに新たな「有害図書」を見つけ出す。当然だ。そうでなければ彼らの仕事がなくなつてしまふ。だから男性向けの次に女性向けコミックが標的になるのは当然のことだつた。

やがて二〇一七年になつて児童ポルノ法が再び改正された時には、もはやそこにアニメやゲームやマンガが含まれることは既成事実になつていて。そうして、単純所持規制によつて、ただ絵を描いたから、絵を持っていたからという理由で数千人を超える逮捕者が出た。その中には、あの父親からKを守つてくれていた兄も含まれていた。

ちなみにKが父親から解放されたのは法律のおかげではない。単に酔つた男が足を滑らせただけだ。児童を守るための法律は、結局Kに何もしてはくれなかつた。

二〇一七年をもつて、日本のマンガが死んだ年と呼ぶ人は多い。

マンガ・アニメ・ゲームなど架空の児童を描いた創作物が児童ポルノに含まれるとされただけではなく、この年、国内最大の同人誌即売会コミックマーケットがその歴史を閉じたからだ。コミケの終わりは二次創作文化の終わりを意味していた。他の同人誌即売会もそれにならつた。

きっかけは日本が米国を始めとする諸国と結んだＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）だ。この条約は、日本の農林畜産業にも大きな影響を与えたと言うが、Kは、その点には詳しくない。わかっているのは、この条約によつて他の諸国と同様、著作権が非親告罪化されたこと。その結果として、著作権法上は「黒」でありながら、権利者が默認することによつて成り立つていたパロディ同人誌が、すべて取り締まりの対象となつた。コミックマーケットの参加サークルは三万を超える、そのうち六割以上を占める二次創作の描き手はすべて犯罪者ということになつてしまふ。そんななかで同人誌の即売会など開けるはずもなかつた。

日本のマンガにおける、新人育成の場として、コミックマーケットをはじめとする二次創作文化は、大手の新人賞など比べものにならない影響力を持つていた。二次創作で実力

を磨き、やがてプロとしてオリジナルでデビューする……TPPによつてそゝした回路が丸ごと消滅してしまつたのだ。

*

考えていても気が滅入るばかりだとKは仕事机に座る。
幸い、Kにはもう一社、別の出版社からの依頼があり、すでにペン入れの段階に入つていた。

タブレットに筆を走らせる。デジタル環境に移行したのは一年ほど前。未だ慣れないが、手描きのイラスト一枚描くだけで児童ポルノの単純所持規制の対象とあつては、データを海外のサーバに預けて作業をするほかない。わざわざ海外を選ぶのは、国内サーバは警察の捜査への協力義務があるせいで萎縮^{いしゆく}が激しく、アカウントがすぐに削除されたり、情報提供が行われたりしてしまうからだ。

デビュー作の原稿をシュレッダーで切り刻んだのはデジタル化の直後だ。今やスキャンしたデータが電子情報として残るだけ。

おそらくKの第二作目は、海外のサーバを経由して、海外の出版社に届き、海外の印刷所で本になり、そしてKには読めない国の言葉で、異国の読者に読まれることになるだろう。

多くのマンガ家が同様の手段をとっている。
あるいは、体ごと、海外に移すか。

日本人が「日本のマンガ」だと思つてゐる作品の何割かは、海外からの輸入作品なのだ。
二次創作文化も同様。 TPPに加入していない国が今やアジア最大の同人誌即売会の会場だ。

政府はこの期に及んで、MANGAナショナルセンターなんて巨大な箱物をつくり、「マンガは日本が世界に誇る文化」と喧伝する。日本のMANGA文化の支援をうたうこの施設だけど、実際にやつてゐるのは納品審査と称して「健全なマンガ」と「不健全なマンガ」の区別をして、作り手にさらなる自主規制をもとめることばかり。そのうえ「日本が誇る」「健全なマンガ」の代表として常設展示の主役を務める少年マンガの描き手は、とうの昔に日本をして、創作物が児童ポルノに含まれていらない隣国で創作を続けてゐる。同様の選択をした作家・編集者は多い。

……もちろん、海外移住の為の費用を捻出できず、筆を折ることを選ばざるを得なかつた人間、失業を余儀なくされた人間はもつと多い。「女性の人権を守るために」とマンガやゲームを規制しろと呼びかけた人間にKは聞いてみたい。あなたたちが規制を呼びかけたマンガ産業の担い手には数多くの女性が含まれていた。そうした人たちが職を失い、国を追われてでも、架空の創作物に描かれた児童の人権は守られねばならなかつたのだろうか。マンガが描きたい。Kの望みはそれだけだ。

自分の想いを、物語を、キャラクターを、紙の上に表現して、誰かに読んでもらいたい。したいのはただそれだけのことなのにどうしてこんなに悩まなければいけないのだろう。かぶりを振る。

とにかく筆を走らせる。その瞬間だけは、すべての悩みから解放される。

*

朝。
電話が鳴っている。

夜通しマンガを書き続け、机に突っ伏したままKは熟睡していく起きる様子がない。パソコンにメールの着信。件名に緊急、注意、必読の文字。

『デジタルデータの児童ポルノの取り締まりについて政府が解釈を変更した』

『児童ポルノとみられるデータへのアクセスが故意に行われたというだけで単純所持にあたる』

『法改正によりプロバイダには捜査機関への協力義務が課されており警察は令状なしで通信内容を把握できる』

『クラウドにおいてたデータもヤバイ』

乱暴に、Kの部屋の戸が叩かれる。

「警察です、開けなさい」

了

「表現の自由」の守り方

山田太郎

星海社

81



SEIKAISHA
SHINSHO

SFではない表現の危機

冒頭の小説を読まれたみなさんは、もうひとつ日本の姿にどんな感想を持たれたでしょうか？ 大げさすぎる、こんなことが起ころるはずがない、まるでSFだ……そんなふうに思われた方が大半だと思います。

けれども恐ろしいことに、先に書かれた内容はけつして絵空事ではなく、それどころか半ば事実に基づいた話なのです。じつは、海を隔てた隣国・韓国では、「アチヨン法」と呼ばれる日本の「児童ポルノ禁止法」にあたる法律が二〇一一年に改正され、アニメやマンガ、ゲームといった架空の児童を描いた創作物も、児童ポルノとして取り締まりの対象に当たるとされた結果、二〇一二年には二〇〇〇人あまりが逮捕されるという事態が現実に起こつたのです。結果として、韓国のマンガ産業は壊滅に近い打撃を受けました。

児童ポルノのに取り締まり対象にマンガやアニメ、ゲームなど架空の創作物を含める。

同様の内容は日本でも検討されていました。一步間違えれば、日本が同様の状況に陥つていたとしてもまつたくおかしくはなかつたのです。

経済人から見た政治家

政治家は、法律を作るのが仕事です。

そして、時にその仕事の目的が、「秩序を構築したい」という方向に転がることがあります。個々人の自由を制限しても、秩序が整然と保たれた社会を望んでしまうのです。そのときにもつとも侵されやすい自由が、「表現の自由」だと私は思います。

健全な社会秩序のために性描写や暴力表現を規制する必要がある、というお題目は、一見もつともらしく聞こえます。しかし、「秩序を守る」ことが、場合によつては「ある人にとつて都合のいい秩序を作る」ことになつてしまふ可能性もあるのです。仕組み上、政治献金を受け、一定の既得権益に選挙の助力をお願いすることになる政治家は、どうしてもその傾向があるのだと思います。

私は、二〇一二年に繰り上げ当選で全国区の参議院議員となるまで、経営者としての人一生を歩んできました。

大学卒業後、いくつかの外資系企業や米国上場企業を経て製造業専門のコンサルティング会社を創業、東証マザーズに上場させ、二五〇名以上の従業員を抱えるまでに育て上げることもしました。

そのような経済人としての経験から、私は法律は必要最小限のものさえあればいいと考えています。人々が自分の責任において自由に生き、自由に表現し、その結果を自身が引き受けるような社会を望みます。もちろん、表現の自由といつても、その表現や発言には、責任が伴います。特定の他者を傷つける表現や発言をすれば、罰せられることがあるでしょう。

だからといって、はじめからあれはダメ、これもダメ、こんな表現をしたら罰せられる……ということが決められていれば、どんな表現も萎縮して次第にできなくなつてきます。

究極的には、内心の自由まで脅かされるようなことも起こります。人の考え方のなかに国家や法律が立ち入り、ある事柄について考えただけでも罰せられるなど、まさに思想統制の世界です。おどおど、びくびくして暮らすそんな社会は、到底まつとうなものとは言えません。誇張めいて聞こえるかもしませんが、表現の自由を制限するとはこういうこ

とです。

豊かな文化・経済は、表現の自由を前提とします。何も言えない、新しい提案もできないのでは、まるでひと昔前の社会主義国のようです。そんな世の中では、文化や経済の発展はありません。

社会秩序を盾に、次々と法律を作つては規制を増やそうとすることはまったくの逆効果であり、社会の豊かさを担保するためにこそ、表現の自由を守る努力が絶対に必要なのです。

「理解できない」若者は危険か

過激な表現が犯罪を引き起こす可能性がある、と認識している人もいるかもしれません。ですが、現在の社会において、マンガ・アニメ・ゲームが原因で性犯罪や殺人事件が多発している、などということがあるでしょうか？

マンガ・アニメ・ゲームを規制したいという欲望の源のひとつには、自分たちには理解できない文化に親しんでいる者（特に若者）は、自分たちには理解できない（時には危険な）存在であり、だからこそ法律で縛らなければならない、という考えがはたらいている可能

性があります。自分たちに馴染みのない文化が気に入らない、大人たちの論理ということです。その意味で、表現規制問題には、世代間闘争としての側面もあると考えています。しかし、私は会社を経営する傍ら、教育者として一〇年以上前から東京大や東京工業大、早稲田大などで教鞭をとり、のべ二〇〇〇人以上の学生を育ててきました。二〇歳前後の学生たちを指導するなかで、若い世代の価値観を身をもって感じていました。

また、コミックマーケットの現場に赴いて、マンガやアニメやゲームを愛する若者たちが、数十万人が集まるイベントをボランティアとして運営し、整然と列を形成していくさまも見てきました。

私には、自分の教え子たちやコミケの参加者である若者たちが、規制の対象にすべき危険な存在だとはまったく思えません。

もちろん、若者たちが楽しむ表現のなかでは、政治批判が行われることや、性的な、グロテスクな、あるいは暴力的なシーンが描かれることもあるでしょう。でも、架空の世界、想像の世界において行われるそういった行為を目撃し、疑似体験することで、若者は成長すらできるはずだと考えています。

残念ながら世の中は清い水ばかりではありません。清濁併せ飲まなければならないこと

を理解するからこそ、犯罪行為には手を出さないという意識や想像力も働くのだと思います。悪いことは何も知らない、クリーンな水だけで育った子供がいたとして、彼／彼女が成長して社会という濁った大海に放り出されたとき、本当にピュアなまま生き延びることができるのでしょうか？

永田町の論理のなかで

私は、政治家になつて「永田町の論理」というものを知りました。

国民の代表であるはずの議員個人ではなく、政党の意向を優先する「党議拘束」という仕組み、党利党略、選挙を見据えた離合集散、正確な数字や証拠によらず感覚的に議論される国会の質疑などに、失望を抱かなかつたといえば嘘になります。

国会で行われている議論の多くが、最初から議論のための議論、政治家同士のただのイデオロギー争いになつてしまつていると感じます。

しかし、だからこそ私は、そうした議論ややり方からは一線を画していきたいと考えるようになりました。

本当に大切なのは、閣議決定、大臣の言質げんちを取る、法律を作る、修正する、附帯決議を

付ける、責任者に記者発表させる……などの明確な形でもって、目的を勝ち取ることです。決して、国会の場で政府や与党を潰すことではありません。

ですから私は、国会質疑の前に官僚とレクチャーを繰り返し、お互いに譲れない問題に対してはときには争いながら、相当の時間を費やして落としどころ（解決の接点や糸口）を探る議論をしています。その成果を国会の場で確認し、表現の自由を現実的に守るのです。

表現の自由を守るために

いま、日本では「表現の自由」がさまざまな力や思惑によって侵されようとしています。冒頭で述べた、児童ポルノ禁止法による創作物の規制はその最たるものです。児童ポルノ禁止法の改正以来、国内でもコンテンツの規制に積極的な勢力が活発化しています。

国連からは、事実に基づかず^{いわ}謂れもない理由で日本のマンガ・アニメ・ゲームといったコンテンツにクレームを入れられ、規制や禁止の勧告を受けようとしています。

憲法二一条は「表現の自由」と「通信の秘密」を謳^{うた}っていますが、たとえば自民党の憲法改正草案では、表現の自由が公益や公の秩序を害することが目的の場合にはそれを認めないとされています。

私は、二〇一〇年にはじめて参議院選挙に立候補したときから、表現の自由を守ることを公約のひとつとして掲げ続けています。

そして、二〇一二年に参議院議員に就任してからは、参議院議員として表現の自由を守るためにできることを追求し、戦つてきました。この本には、その経緯が書かれています。トピックごとに論点を振り返っていくことで、結果的にこの国で問われている表現の自由とはなんなのか、表現の自由を守るためにはどのような方策が有効かも見えてくるはずです。

目次

プロローグ

1

C O O L J A P A N 2 0 2 0

はじめに

のヒドい表現の危機

16

経済人から見た政治家

17

「理解できない」若者は危険か

19

永田町の論理の中でも
表現の自由を守るために

21

22

第1章

児童ポルノ禁止法

31

児童ポルノ禁止法と

くすぶり続けてきた表現規制

32

改正案の問題点と

「アニメ・マンガ・ゲームの調査研究」

33

表現の自由について、初の質問

36

表現の自由について、初の質問

36

問題の本質は「児童ポルノ」という名称

58

好き嫌いで判断する議員

58

一九九九年の「紀伊國屋事件」

37

附帯決議には附帯決議を

62

実際には規制された

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

しづかちゃんのお風呂シーン

40

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

議員立法には見えられない

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

——安倍総理、麻生副総理の答弁

41

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

閣法と議員立法

43

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

マンガは子供の読むもの?

44

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

平沢勝栄議員との討論

47

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

「見たくないものは規制する」のは

81

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

政治家の仕事なのか?

51

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

再修正案で附則二条は削除されたが……
性虐待でも児童ポルノでない?

「三咲ポルノ」の問題点

53

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

CG児童ポルノ事件の現在

56

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

CG児童ポルノ事件の現在

52

参議院法務委員会での四〇分間の死闘

67

ＴＰＰと著作権非親告罪化

87

TPPによる表現の危機

88

TPP知的財産分野の三つの争点

88

著作権非親告罪化とコミケの危機

91

死者を出した韓国での「著作権トロール」

93

コミケは、本当に危険な状態だった

94

「非親告罪化がコミケに影響なしとは言えない」

96

死者を出した韓国での「著作権トロール」

98

コミケは、本当に危険な状態だった

94

「非親告罪化がコミケに影響なしとは言えない」

96

死者を出した韓国での「著作権トロール」

103

死者を出した韓国での「著作権トロール」

99

死者を出した韓国での「著作権トロール」

100

死者を出した韓国での「著作権トロール」

101

死者を出した韓国での「著作権トロール」

102

死者を出した韓国での「著作権トロール」

103

「MANGA議連」とは何か?

106

「ニッポンのマンガ*アニメ*ゲーム」展で

同人文化の講義

108

文科大臣からの著作権課長への指示

108

「原則は親告罪に」「海賊版のみ非親告罪」

115

民間企業出身だからできたこと

116

七一七分の一にできること

117

人と人をつなぐということ

118

幸運が重なったTPP交渉官への働きかけ

119

安倍総理のフライング答弁

120

113

国連からのふたつの「外圧」

119

外圧と表現規制

120

国連特別報告者ブキッキオ氏の記者会見

120

国連特別報告者とは何者か?

122

「極端な児童ポルノの漫画を禁止するべき」

123

国連女子差別撤廃委員会からの二〇〇九年勧告

123

条約が法律より上になる、

日本国憲法のカラクリ

125

勧告が出されてからでは遅い

127

「児童ポルノ推進議員」という誤解

127

「過激な児童ポルノ的内容のマンガを禁止せよ」

128

常に後手後手な日本

130

三〇パーセント発言の撤回まで

131

「三〇パーセント発言」以外の問題点

132

皇室典範批判

152

全世界に拡散されたイメージ

133

根拠なき勧告にノーを言うために

134

外務大臣・官房長官が動く

137

日本における児童の性的搾取への

取り組みの弱さ

139

国会質疑というタイムリミットで迫る

「政府一丸となつて」の嘘

142

一夜にして変わった政府の答弁、

菅長官の「やりります」答弁

145

予算委員会後の内閣官房長官とのやりとり

149

児童養護と表現規制は裏表

149

国連女子差別撤廃委員会からの再勧告

150

141

「有害図書」と軽減税率

167

外務省の抗議と世論の影響	153
ブキッキオ氏の報告書	153
国連人権理事会からの勧告	156
人権はグローバル、文化はローカル	153
政府への質問主意書を武器に闘う	162
架空のキャラクターに人権なし	162
国会は弁論大会の場ではない	158
国会は弁論大会の場ではない	183
幻となつたパネル	184
日本は権力者ナンバー2との闘いか?	186
自主規制に積極的な出版業界	172
表現規制を扱ったエンターテインメント	170
出版業界に自主規制をさせる	168
寝耳に水の有害図書指定	168
チヤタレイ夫人の珍回答	179
ひつかけ質問に乗つた安倍総理	181
『日経新聞』の「フライング」記事	181
予算委員会で“租税法律主義”で対抗	175
日本の権力者ナンバー2との闘いか?	173
人権はグローバル、文化はローカル	164
人権はグローバル、文化はローカル	164

通信の秘密

優れた日本の法律、政治家の仕事
表現の自由と通信の秘密が

現実的に問題なのは何か
インターネットの遮断はできない
通信の秘密を脅かしかねない法律①

同じ憲法二条に含まれる理由
電子メールは通信の秘密に含まれるか？

——通信傍受法
通信の秘密を侵しかねない法律②

山田太郎流の「レク」のやり方
総務省と法務省の抵抗
刑訴法二二条の「処分」とは

196 194 191

193

190 189

青少年健全育成基本法と表現規制の今後

表現規制の今後

210

「青少年健全育成条例」の「親玉」

210

209

「子ども・若者育成支援推進法」

復活する附則の二条と、

改正案としての「青少年健全育成条例」

212

青少年健全育成担当大臣

216

法律を逆の目的に書き換えた

「改正案」の手口

214

表現規制派の戦略、反対の難しさ

218

特別対談

赤松健×山田太郎

221

あとがき

232

（凡例）

- 人名等に付した肩書、役職名等は、原則として当時のものである。
- 本書掲載の図版類は、断りのない限り山田太郎事務所提供のものである。
- 本書に引用した国会議員等の発言は、原則として議事録による。ただし、適宜表記統一等を行った。

第

1

章

児童ポルノ禁止法

児童ポルノ禁止法とくすぶり続けてきた表現規制

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律」、いわゆる「児童ポルノ禁止法」は、一九九九年一一月に施行されました（当時の名称は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の处罚及び児童の保護等に関する法律」）。

この法律は、「児童の権利を擁護する」ために作られたものであり、具体的には児童買春の禁止と児童ポルノに関する行為の禁止、これらの被害を受けた児童の保護を目的としています。

ところが、この法律が定めた「児童ポルノ」の枠組みのなかに、被害者となる実在の児童が存在しないはずのマンガやアニメ、ゲームを含め、これらを規制したいと考える人たちが、九九年にこの法律が国会に提出された時点から存在していました。

九九年に成立した実際の条文では、マンガ・アニメ・ゲームが取り締まりの対象となることは免れました。しかし、二〇〇四年、〇九年との法律が改正されるたび、あるいは改正が検討されるたびに、児童ポルノのなかに創作物を含めようとする動きが起こっています。

二〇一三年にも、自民党、公明党を中心とした議員たちによって、児童ポルノ禁止法の

改正案を議員立法の形で国会に提出しようとする動きがあり、その際にも、やはりマンガやアニメ、ゲームの規制が検討されていました。

一三年四月二六日、自民党の政調会長が、当時私が所属していたみんなの党の政調会議を改正案の説明のために訪れたとき、いよいよ恐れていたものが来たなと思ったことを覚えています。

改正案の問題点と「アニメ・マンガ・ゲームの調査研究」

政調会長という、本来なら党内のとりまとめを行う立場にある議員が、わざわざ野党のところに来て法案の説明をするのはきわめて異例の事態です。この法案をどうしても通したいという強い意志を感じました。

しかし、私を含め、みんなの党には規制強化に慎重な立場の議員が多く、そうした立場からすれば、前出の自民党議員に提示された改正案は問題の多いものでした。

問題は大きくわけて三つありました。

ひとつは「単純な所持の禁止」。改正案では児童ポルノの「単純所持」に罰則が設けられており、児童ポルノとされるものを持つていても取り締まり対象にあたるというので

す。もちろん、児童を被写体とした性的な写真や動画の撮影などは厳しく取り締まられなければなりません。しかし、所持自体の取り締まりには、捜査機関の裁量によるグレーゾーンが大きく、冤罪えんざいにつながる恐れもあります。実際、単純所持を違法としたアメリカやイギリス、韓国では、我が子への授乳写真が児童ポルノと見なされて逮捕される、といった例が何件も起きていました。

ふたつ目は、画像の流出阻止のためと位置づけ、ネット企業に努力義務として捜査機関への協力を求めている点です。「協力」といつてもほぼ強制的なものになるのは明らかで、これはインターネットの実質的検閲につながる危険性がありました。

しかし、一番の問題だと思ったのは、この法案の末尾に付けられた附則第二条でした。そこには次のような文面で、「マンガやアニメ、ゲームが、児童の性虐待と関係があるかを調査する」という内容が盛り込まれていたのです。

第二条 政府は、漫画、アニメーション、コンピュータを利用して作成された映像、外見上児童の姿態であると認められる児童以外の者の姿態を描写した写真等であつて児童ポルノに類するもの（次項において「児童ポルノに類する漫画等」という。）と

児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置（次項において「インターネットによる閲覧の制限」という。）に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、前項に規定する調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条文は将来的な表現規制につながる可能性があると、私を含め、複数の議員が危惧を表明しました。それに対する自民党議員の回答は、「この法律によつてもつと厳しくマンガ・アニメ・ゲームを規制せよという声が党内にはあつた。それを私が調査研究という程度にとどめてもらつた」というものでした。

とはいへ、到底納得できるものではありません。

児童ポルノの被害者となつた子供たちの人権を守ることがこの法律の趣旨であるはずです。そこに、実際には被害者が存在しない、マンガ・アニメ・ゲームの表現規制を盛り込むというのは、まったくの筋違いです。

しかも、のちに文面を精読してわかつたのですが、この項目は、単に創作物と性虐待の影響関係だけを調査するというものではなかつたのです。形だけでも調査を行いさえすれば、たとえ結論が出なくとも「勘案」したことになり、「必要な措置が講ぜられる」。つまり、最初から三年後に表現規制を行うことを前提としたものに思われました。

表現の自由について、初の質問

私はこの点について、二〇一三年五月八日に参議院予算委員会に立ち、安倍晋三内閣総理大臣と麻生太郎副総理大臣に質問しました。

児童ポルノ禁止法は、幹事長、総務会長と並ぶ自民党三役である政調会長らが議員立法として提出した法案ですから、なんらかの歯止めをかけるためには、党のトップである安倍総理、ナンバー2である麻生副総理から有効な答弁を引き出すしかないと考えたのです。私にとって、国会で「表現の自由」について質問したのはこれが最初のことでした。以

後、私はたびたびこの予算委員会で表現の自由をめぐって安倍総理や麻生副総理に質疑を行いうようになり、これは後述しますが、私が質問に立つだけで、聞いてもいらない表現の自由について安倍総理が答弁する、という珍事件も起るようになりました。

この日、私は、児童ポルノ禁止法改正が引き金となつて自主規制が引き起こされ、さまざまな表現が萎縮してしまう可能性を、次のように訴えました。

「水島新司先生の野球漫画『ドカベン』、つまり、私と同じ名前の山田太郎やまだ たろうという人が主人公の漫画なんですけれども、その中でも八歳以下のサチ子という妹が入浴シーンで出てきておりまして、こんな本なんかも発禁本になる可能性もあると。そんなことが自主規制、あるいはまかり通りますと、私としてもちょっとこれはゆるしき事態だなど、こんなふうに思っています」

一九九九年の「紀伊國屋事件」

こうした危惧を大げさだと思う人は、当時も今も多いかもしません。

自民党の議員からは、マンガ・アニメ・ゲームの規制について、あまりに過激な表現を

禁止するだけであり、しづかちゃんの入浴シーンなどが規制の対象になることはないという説明がありました。

しかし、ではどこからどこまでがOKで、どこからどこまでがNGなのでしょうか。規制の対象は不明瞭で、グレーゾーンな部分があまりに大きいのです。

その場合、グレーゾーンだから大丈夫なのではなく、グレーゾーンだからこそ危ないということ、つまり、グレーゾーンの閾値いきちが大きいことが自主規制を招き、表現の自由が萎縮することは、一九九九年の「紀伊國屋事件」（きのくにや）のような例を見れば明らかでした。

私は、先ほどと同じ質問のなかで、次のように述べました。

「実は、この自主規制、一九九九年一〇月時点でもうかなり自主規制がありまして、文化庁メディア芸術賞で大賞を取りました複数の漫画すら、この児童ポルノ禁止法が通ったときに、紀伊國屋書店五七店舗あさひや、それから大阪の旭屋書店、そんなところからもうなくなってしまったという事態を生み出しました」

一九九九年に児童ポルノ禁止法が施行された際、日本の書店最大手である紀伊國屋書店



が自主規制を行い、店頭から未成年のヌードや性的描写を含んだマンガが一斉に撤去されたことを指して、紀伊國屋事件と呼びます。撤去された作品の中には、九七年に文化庁メディア芸術祭マンガ部門優秀賞を受賞した『あづみ』、二〇〇〇年に文化庁メディア芸術祭マンガ部門大賞を受賞した『バガボンド』、二〇〇二年に第六回手塚治虫文化賞マンガ優秀賞を受賞した『ベルセルク』など、公に「芸術的な価値が高い」とされた作品や、文部科学大臣賞が授与された作品も含まれていました。同様の事態は、全国の紀伊國屋書店だけでなく、大阪の旭屋書店でも発生しました。

当時の児童ポルノ禁止法では、創作物は規制対象に入っていないにもかかわらず、これ

上：井上雄彦『バガボンド 1』講談社、1999年

中：小山ゆう『あづみ 1』小学館、1994年

下：三浦建太郎『ベルセルク 1』白泉社、1990年

だけの自主規制が起こったのです。もし仮に、二〇一三年の改正案において、附則二条の定める「調査研究」が法文に盛り込まれたとすれば、自主規制はさらに広い範囲に及んでいたことは確実です。

実際に規制されたしづかちゃんのお風呂シーン

ほかにも、「児童ポルノにあたる可能性がある」としてさまざまな自主規制が起こりました。

女性キャラクターのイラストの描き方を解説したウェブサイトで、イラストを描く際、人体のアタリをとつていく過程を示したところが、未成年のヌードを描いた児童ポルノだと判断され、プロバイダーの自主規制によつてネットから切断された、あるいは大手オーケションサイトでも「被写体が学生服、幼児服、ランドセルを着用している商品」の出品を規制するというようなことが行われていました。

こうした自主規制の波はその後も止まらず、『ドラえもん』のしづかちゃんの裸程度では規制の対象にはならないとのことでしたが、二〇一五年に『映画ドラえもん 新・のび太の大魔境～ペコと5人の探検隊～』がテレビ放映された際には、しづかちゃんの入浴シー

ンがまるごとカットされるなどの自主規制が行われてしまったのです。

議員立法には答えられない——安倍総理、麻生副総理の答弁

話を、二〇一三年五月八日の質疑に戻します。

「漫画やアニメの中で想像上の登場人物の肌が少しでも見えていると、紀伊國屋の例などを引きながら、私は「ローゼン閣下」などの愛称でマンガ通の議員として知られていた**麻生副総理**に質問しましたが、その**答弁**は次のようなものでした。

「これは多分議員立法で出しておられるんだと思いますので、これはちょっと山田さん、これ誰が自民党でやっているんだか知り



麻生副総理の答弁（2013年5月8日、山田太郎事務所撮影）

ませんけど、それと直接話をされていろいろやられた方がいいんであって、財務省に持ち込まれてもちょっと所管外という感じがいたします」

また、続けて**安倍総理**にも次のように質問しました。

「今、クールジャパンということで、非常に日本の若者の大切な漫画やアニメ、この大きなうねり、流れを台なしにしないよう、特に今憲法改正の議論もしています。憲法第二一条の表現の自由のその先にあることがこの表現規制なのかと、こういうふうに疑われても仕方がないのかなと、こんなふうに思つております」

しかし、その**答弁**は麻生副総理とほぼ同様に、



安倍総理の答弁（2013年5月8日、山田太郎事務所撮影）

「児童ポルノ禁止法については、議員立法として今後提出が検討されている改正案についてのお尋ねでございますので、現在検討中のものであるというふうに承知をしております。ですから、詳細について私がコメントすることは差し控えさせていただきたいとは思います」

というものでした。

閣法と議員立法

安倍総理、麻生副総理はともに、児童ポルノ禁止法の改正案は議員立法であるので、政府はコメントできないと答えて います。

これはどういうことでしょうか。国会に提出される法案には、「閣法（内閣提出）」と「議員立法（議員発議）」の二種類があります。閣法は内閣が関連各省庁に作らせるもの、議員立法は衆参の議員みずからが作って国会に提出するものを言います。

閣法であれば、総理大臣以下の政府閣僚が主体となつて作ったのですから、「なんでこの法律を作るんだ」「この法律はおかしいじゃないか」と政府に質疑したり、あるいは実際

に法案を作った官僚を呼んで質問したりすることができます。

ところが、議員立法の場合、法案を提出した議員が質疑に応じなければ質問はできません。今回の児童ポルノ禁止法改正案のように、実質的には政府与党が作つた法案であつても、前述の質疑を見ればわかるように、「政府は知らない」「提出した議員に聞いてくれ」と知らん顔をされてしまうので、実際に法案が提出され、各委員会で審査が始まつてからでないと、詳しい議論を行うことができないのです。

さらに、こうした議員立法を超党派で提出されると、賛成者のなかに野党の議員が含まれることになります。これに反対をすれば、野党間での争いという形になりかねず、抗戦していくのがより困難になってしまいます。

マンガは子供の読むもの？

しかし、この日の私の質疑に成果がなかつたというわけではありません。

安倍総理からは続けて、

「こうしたアニメ等が児童を性の対象とする風潮を助長するおそれがあるという一

方で、今、山田委員がお話をされたような表現の自由との関係もござりますので、私は、慎重な考慮が必要であるということについてはそのとおりなんだろうと、このように思います。慎重な考慮が必要である面も踏まえながら検討を言わば慎重に進めていくべきものであろうと、このように思つております」

との答弁を得ました。「検討を言わば慎重に進めていく」という発言があつたことは、その後の展開を考えたとき、大きな価値がありました。「検討を言わば慎重に進めていく」とは、「永田町用語」では「検討する気はない」と言つて いるに等しいからです。

さらに私は、マンガ・アニメ・ゲームと児童の人権侵害の関係を調査研究する、としていることについて、次のように質問しました。

「小説においてはオーケーで、漫画、アニメは駄目なんでしょうか。仮に、漫画、アニメに関して検討されるんであれば小説はなぜ検討しないのか、その辺の差も是非、表現の自由という観点で総理からお伺いいただければと思います」

創作物が児童の人権侵害に関係しているかどうかを調査研究するというのであれば、当然、小説などほかのメディアも対象になるべきです。それを、なぜマンガ・アニメ・ゲームに限定するのか。私は安倍総理に対して質問をしましたが、実際に答弁したのは麻生副総理でした。

「小説の方が子供が読まないんですね。漫画の方が子供が読むものだから、どうしても漫画の方に目が行くというのが一番大きな、この種の話になつていつた背景だとというのだけは言えると存じます」

なぜ、マンガ・アニメ・ゲームを規制するのか？

それは若者が見ているものだからだ。

この、一見不可解な答弁には、表現規制を行いたい議員の多くに共通する本音が表れています。

「はじめに」でも記しましたが、マンガ・アニメ・ゲームをめぐる表現規制の問題には、世代間闘争としての側面があります。年長の世代からすれば、そうしたものは若い世代が

楽しんでいるもので、自分たちには理解できない。自分たちに理解できないものを楽しんでいる若者たちは非常に危険であり、いつ犯罪行為を犯してもおかしくないに違いない。そうした非常に差別的なステレオタイプが、彼らのなかには存在してしまっているように思うのです。

平沢勝栄議員との討論

結局、児童ポルノ禁止法改正案は、二〇一三年五月二九日に国会へ提出されました。

提出後、私はこの法案の発起人となつた自民党議員に、質疑や討論を行いたい旨を何度も要請しましたが、結局応じてはもらえませんでした。

かわりに、この法案に賛成する平沢勝栄議員と何回か国会外でやりとすることになります。

そのひとつが、『深層NEWS』（BS日テレ）にて二〇一四年二月一日に行われた公開討論です。その場では、実在する児童を守る



『深層NEWS』放送前の様子（2014年2月11日、山田太郎事務所撮影）

ための法律案の検討事項に、なぜマンガとアニメを含める必要があるのか、切り離して考えるべきだと主張しましたが、平沢議員から納得のいく回答はありませんでした。

残念ながら、私にとつて政治討論番組への出演が初めてだつたこともあり、十分な議論ができたとはいえないなかつたのですが、その後、この問題に深く関心を寄せている記者の方の働きかけもあつて、同年六月二

一日付の『産経新聞』で、**私と平沢議員の主張**が並んで記事になりました。

この記事中で私は、先にも述べたとおり、「単純所持規制は検査機関の裁量によるところが大きく冤罪の危険性が高い」「インターネットの検閲を招く恐れがある」「本来の法律の趣旨とは関係のない、マンガ・アニメ・ゲームの規制が盛り込まれている」という点からこの法律に反対する、という主張を行いました。

一方、平沢議員の言葉は、表現規制を推進したいと考える人たちに典型的なもののように

児童ポルノ禁止法改正案
漫画などは切り離して
金曜討論

山田太郎氏
平沢勝栄氏

児童ポルノ禁止法改正案
「漫画切り離して」山田太郎氏
「単純所持規制も」平沢勝栄氏

2013年6月21日付『産経新聞』

「児童ポルノ禁止法改正案」「漫画切り離して」山田太郎氏、「単純所持規制も」平沢勝栄氏

2013年6月21日付『産経新聞』

に見えました。たとえば、「麻薬や拳銃並みに所持が犯罪となると、別件逮捕などの懸念もある」という記者の疑問に対し、このように答えていきます。

「罰則適用には『性的好奇心を満たす目的で所持』という条件があり、捜査当局が裏付けなければならず、簡単にはいかない。捜査機関に新たな権限が加わるわけだが、警察出身者として言えば、これだけ関心が集まる中で無茶な捜査などできるわけがない。警察も国民の支持を気にしており、運用は自制的になされるだろう。(中略) たしかに捜査当局の行きすぎで市民の権利が損なわれる可能性はなきにしもあらずだが、そこは私たち国民がしつかりチェックすればいい。まず被害児童の救済を考えるべきだ」

非常に怖いことを言つてゐるのがわかるでしようか。「これだけ関心が集まる中で無茶な捜査などできるわけがない」とは、逆にいえば、**国民の関心がなければ無茶な捜査が可能だ**ということを意味します。「捜査当局の行きすぎで市民の権利が損なわれる可能性はなきにしもあらず」だが、「国民がしつかりチェックすればいい」。この発言を読むと、国會議員

がなんのために仕事をしているのか、意義を問いたくなります。行政や捜査機関の行き過ぎを監視・監督するのも国会議員の仕事であるはずです。「市民の権利が損なわれる可能性がある」と全国紙で明言して、なぜ問題にならないのか。大いに疑問です。

また、「漫画が対象の検討規定は、被害児童の救済という立法趣旨から外れる」という記者の疑問に、平沢議員は、

「実在児童の人権救済とは関係ないが、海外では漫画も規制対象だ。漫画やアニメに影響されて青少年らが性犯罪に走る例も、警察の資料によれば実際にある」

とはつきり、立法趣旨と関係ないことを認めてしまっているのです。さらに、

「私の所に送られてくる漫画の現物はひどいものだ。**表現の自由は大事だが無制限でなく、社会的制約がある。**こうした漫画が文化や芸術といえるのか。社会は有害図書だと判断すると思う。騒いでいる人間は、親としてこれらを自分の子供に見せていいと思うのか」

と、「表現の自由」を公然と否定すらしています。

とても恐ろしい主張をしているにもかかわらず、彼らはそのおかしさに気づいていない。まさにそのことが、何よりも恐ろしいと思います。

「見たくないものは規制する」のは政治家の仕事なのか？

平沢議員は「騒いでいる人間は、親としてこれらを自分の子供に見せていいと思うのか」と言いますが、マンガに関しては、成人向けマンガを指定するなど、未成年の目に触れないための一定の配慮がなされています。

また、「私の所に送られてくる漫画の現物はひどいもの」だと思うのなら、見なければいいし読まなければいい。ただそれだけのことです。たとえば私は納豆が嫌いです。だから納豆は食べません。しかし、だからといって納豆を法律で禁止しろとは言いません。

好き嫌いは誰にでもあります。けれども、自分が嫌いなものだから法律で取り締まる。そんな理屈が成り立てば、世の中は大変なことになってしまいます。

私は、法律というものは最後の手段だと考えています。法律がなくとも、文化や風習、

習慣によつて社会秩序が保たれているのであれば、それでいい。それはどうにもまざいというときにだけ、法律でもつてルールを定めればいいと思うのです。

自分の嫌いなものが社会に存在するのが許せない、だから法によつて禁止してしまわないと耐えられない、というのは、政治家としてあまりに弱すぎるのではないでしようか。

再修正案で附則二条は削除されたが……

私は、ツイッターやニコニコ生放送の「ニコニコ生放送の公式チャンネル」である政治バラエティ番組「山田太郎のさんちゃんねる」

(「さんちゃんねる」の放送はすでに通算二〇〇回以上を数え、現在も毎週水曜

日の二二時より放送しています)、それから「ミックマーケット会場での演

説などを通じて、児童ポルノ禁止法改正案の問題点を、世論に向かつて拡散し続けました。

また、有識者や業界団体への呼びかけも行つていきました。その結果として、与党に所属する議員のもとには、児童ポルノ禁止法改正案に反対する声が数多く寄せられたようです。



【第171回】「シルバーデモクラシー」と本会議で発言した結果...
【参議院議員山田太郎のさんちゃんねる】2015年7月29日放送、
<http://live.nicovideo.jp/watch/lv229072203>

この改正案が提出された第一八五回国会では、秘密保護法の審議が紛糾したため、児童ポルノ禁止法改正案の審議は、第一八六回国会に持ち越されることとなりました。

そして二〇一四年四月二三日、前出の自民党議員が、法案の再修正案を携えて、再度みんなの党を訪れました。

その再修正案からは、世論の反対を受けてか、私たちが最大の問題と考えていた、アニメ・マンガ・ゲームの調査研究を行うとしていた附則の二条が削除されていました。

それを受け、みんなの党内でも、この改正案に賛成して共同提出を行おうという意見も出されました。しかし、私の考えでは、附則の二条こそ削除されたものの、改正案には未だ多くの問題が残されており、やはり賛成することはできないものでした。

たとえば、「単純所持規制」です。児童ポルノ禁止法は「何が児童ポルノにあたるか」を条文で定めていますが、それは**実在の児童を性的虐待から守る**という点において**重大な不備**があり、この定義に基づいて「単純所持規制」を行うことにも問題があります。

性虐待でも児童ポルノでない？ 「三号ポルノ」の問題点

一九九九年に施行された児童ポルノ禁止法は、取り締まりの対象となる児童ポルノを、

二条三項で次のように定義しています。

- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
- 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの
- 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの

該当する児童ポルノは、番号に基づいてそれぞれ一号ポルノ、二号ポルノ、三号ポルノと呼ばれていますが、特に問題だとされているのが三号です。この条文はきわめて曖昧で、児童の性的虐待とはまるで関係のない写真が児童ポルノとして見なされてしまう一方、虐待が行われていることが明確な写真などが児童ポルノには含まれない、という転倒した事態を生じさせかねないものなのです。

まず、「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態」が定義ですから、家庭で撮った水着の写真や水浴びの写真なども、児童ポルノに含まれる可能性があります。

また、たとえば一八歳未満の児童が、コスプレなどをして多少扇情^{せんじょう}的な写真を撮つたとします。このとき、その写真は児童ポルノに該当する可能性があり、そうすると、本来この法律で擁護されるべき対象であつた児童が、「児童ポルノの製造犯」、つまり加害者になつてしまふのです。

「性欲を興奮させ又は刺激するもの」という文面にも問題があります。ここに書かれた「性欲」とは、いつたい誰のものなのか。法文を作成した議員によれば、基準となるのは「一般人の性欲」らしいのです。しかし、児童の性虐待を記録したもののなかには、被害児童に暴行を加えていたり、あるいは乳幼児に性虐待を行つていたりする場合があります。「一般人」が、こうした画像や動画に「興奮」したり「刺激」されたりするでしょうか。

とすれば、これらもまた児童への性虐待が明らかであるにもかかわらず、この法律に従えば「児童ポルノではない」ということになりかねないのです。

今回の改正案では、三号ポルノの定義に「殊更に児童の性的な部位が露出され又は強調されている」という条件が追加されました。しかし、本質的な問題は変わっていません。

この定義に従えば、「精液を顔にかけられた児童の顔写真」「児童が衣服を着けたまま動物の性器を触る行為をしている写真」「児童が衣服の上から縛られ、鞭で打たれているが、

性器などの強調はされていない写真」といった、性虐待が行われていることが明らかであります、「児童ポルノ」に該当せず取り締まりの対象にはならないものが出現してしまうのです。

問題の本質は「児童ポルノ」という名称

本来、取り締まりの対象となるものが規制を免れる一方、保護対象であるはずの児童が加害者になつてしまふ。どうしてこのようなことが起ころるのでしょうか。

私は、原因は、「児童ポルノ」という呼び方にあると考えています。

たとえばＩＣＰＯ（国際刑事警察機構）は、「児童ポルノ」という呼称を各国の法執行機関が使用すべきではないと言っています。この呼称は、あたかも、そのようなカテゴリーのポルノが存在するような印象を与えてしまい、児童に対する性的虐待・性的搾取の問題を矮小化してしまう、というのです。児童ポルノというのは犯罪者が使う呼び方であり、これを取り締まる側は、「児童虐待記録物（Child Abuse Material）」などの呼び方をするべきだと述べています。私もその通りだと思います。

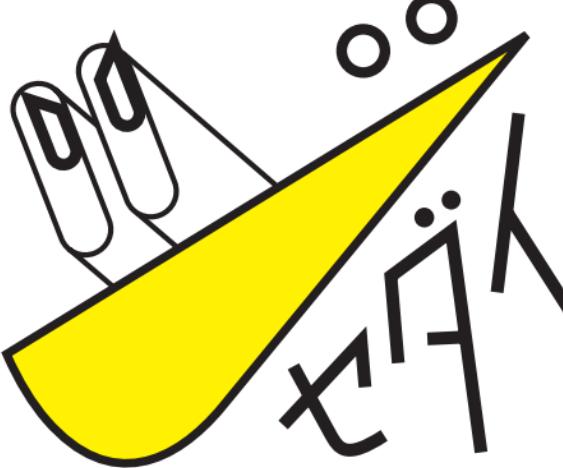
「児童ポルノ」という呼び方をするから、ポルノとポルノでないものの線引きはどこか、

などという議論が行われ、未成年の「自撮り写真」が児童ポルノとされ、児童が加害者となってしまう一方、明らかな性的虐待の証拠写真が児童ポルノではないとされてしまう。マンガ・アニメ・ゲームが児童ポルノに含まれるかどうかなどという議論が起こつてしまふ理由も同じです。

これを「児童虐待記録物」あるいは「児童性虐待記録物」といった呼び方に変えれば、問題点は明確になります。ポルノかどうか、性的に興奮するかどうかではなく、そこで被写体の児童が虐待されているかが問題なのです。もちろん、そうすれば架空の創作物は児童性虐待記録物か、なんて議論が起こることもないでしょう。

私は、今回の法改正にあたり、単純所持規制を行うのであれば、所持に対する事前廃棄命令を出すなど冤罪防止措置をとるべき、という点と並んで、「児童ポルノ」という名称を変更するよう要望書を提出しました。

また、インターネット上でも「児童ポルノ」を「児童性虐待記録物」と呼ぶよう求める署名活動が行われました。



君は、 何と闘うか？

<http://ji-sedai.jp/>

「ジセダイ」は、20代以下の若者に向けた、**行動機会提案サイト**です。読む→考える→行動する。このサイクルを、困難な時代にあっても前向きに自分の人生を切り開いていこうとする次世代の人間に向けて提供し続けます。

メインコンテンツ
ジセダイイベント

著者に会える、同世代と話せるイベントを毎月開催中！ 行動機会提案サイトの真骨頂です！

ジセダイ総研

若手専門家による、事実に基いた、論点の明確な読み物を。「議論の始点」を供給するシンクタンク設立！

星海社新書試し読み

既刊・新刊を含む、すべての星海社新書が試し読み可能！

マーカー部分をクリックして、「ジセダイ」をチェック!!!

行動せよ!!!